

一般競争入札(総合評価方式(特別簡易型)) 入札説明書
(建設工事)

一般競争入札(総合評価方式(特別簡易型))については、関係法令および工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

- (1) 本工事は、競争参加資格の確認申請時に企業の施工能力等に関する資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (2) 基本性能および施工条件は、本説明書、特記仕様書、および図面等(以下「設計図書」という。)のとおり。
- (3) 契約後VE方式の有無

契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の採用の有無については、公告の定めるところによる。契約後VE方式を採用する場合、契約書(案)に第19条の2として、以下の条項を加えることとする。なお、契約後VE方式に関する詳細な事項については、特記仕様書による。

(工事の施工に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、提案の全部または一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要と認められるときは請負代金額を変更しなければならない。

2 競争参加資格

単体または特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)のすべての構成員は、この公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種

登録業種とは滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(本公告の日において最新のもの。以下、「名簿」という。)に登録されている業種であり、この公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、登録業種の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 対応許可業種

対応許可業種とは、(1)で定める名簿に登録するために行った滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、本公告で定める場合には、該当する対応許可業種が滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可は落札決定の日においても有すること。

(3) 特定建設業許可

本公告で定める場合は、該当する建設業法に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく特定建設業許可は落札決定の日においても有すること。

(4) 格付、順位または総合点数

格付、順位または総合点数とは(1)で定める名簿の登録業種の格付、順位または総合点数であり、本公告で定める場合には、該当する格付、順位または総合点数を満たすこと。なお、格付、順位または総合点数の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(5) 総合評定値

本公告の日において、有効であり、かつ、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、本公告で定める場合には、該当する業種において総合評定値を満たすこと(公告の日と落札決定の日において総合評定値が異なる場合は、公告の日における総合評定値で満たすこと)。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、提出すること。併せて、この要件を満たすことを証するた

め、「目録」を鑑にし、経営規模等評価結果・総合評定通知書の写しを競争参加資格確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は落札決定の日においても有効なものを有すること。

(6) 地域要件

本公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(7) 施工実績要件

本公告で定める場合には、該当する施工実績要件を満たすこと。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、提出すること。併せて、この要件を満たすことを証するため、「目録」を鑑にし、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要および発注者・受注者の押印が確認できる資料、または工事実績情報システム(CORINS)の登録内容が確認できる書類の写しを競争参加資格確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。

(8) 参加する者に必要なその他の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告4で満たすことを証する資料を求めた場合は、競争参加希望者は、「目録」を鑑にし、該当する資料を競争参加資格確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。

(9) 設計業務受託者との関連に関すること

本公告に定める本工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「本工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(10) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 競争参加資格の確認申請および技術提案に係る提出資料(以下「提出資料等」という。)の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

オ 公告の日以前3ヶ月において、滋賀県発注の同種工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者で

ないこと。

カ 本公告に定めるこの工事の設計業務の受託者でないこと。

キ 公告日において、調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事(公社、事業団等を除く)で施工中の工事が2件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りではない。「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年(1月から12月まで)の工事成績がすべて70点以上の者をいう。なお、上記の2件および工事成績については、共同企業体により施工した工事、随意契約や単価契約による工事を除く。また、施工中の工事とは、落札決定から目的物の引き渡しまでの工事をいう。

ク 本競争入札に関し、他の単体または他の共同企業体の構成員でないこと。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。なお、当該書面は、公告で定める受付場所、受付期間および提出方法により提出すること。電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイルの形式は発注者の指定するものとし、特に指定の無い場合はPDF形式とする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合があるので注意すること。

4 競争参加資格確認申請

(1) 申請方法

競争参加希望者は、持参または郵送により、公告4に示す提出書類(以下、競争参加資格確認申請書類という)を、指定の場所に「目録」を鑑にして提出すること。郵送により提出する場合は提出先に到達したことを確認すること。提出期間等については、公告のとおり。なお、提出後の再提出は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(2) 提出書類等

競争参加資格確認申請書類を指定の場所に提出すること。

様式については、公告5(1)に示す場所で入手したものを使用すること。なお、商号または名称等に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「契約規程」という。)第15条に該当するものとし、その者の入札を無効とする。また、提出後の再提出は認めないものとする。

(3) 競争参加資格確認申請書類の持参または郵送による提出

本公告において、競争参加資格確認申請書類を持参による提出を求めた場合には、公告5(5)に定める提出期間内に指定の場所に「目録」を鑑にして提出すること。本公告において、競争参加資格確認申請書類の郵送による提出を求めた場合には、公告5(5)に定める提出期限に必着とする。

(4) 競争参加資格の確認通知

(1)の規定による申請があった者のすべてについて、郵送により、競争参加資格の確認通知を送付する。この通知は仮に入札参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、開札後に落札候補者についてのみ行う。

5 入札手続

入札については、公告に定めるほか公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)、契約規程および公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程(平成19年公立大学法人滋賀県立大学規則第116号。「以下「工事執行規程」という。))により執行する。

(1) 入札執行回数

原則として2回を限度とする

(2) 入札方法

入札書および積算内訳書の提出は、持参により書面で提出すること。この場合において、「(工事等の名称)入札書

在中」と朱書きで記載した封筒に入札書および積算内訳書を封緘し、提出すること。入札書に記載する日付は、入札日を記入のこと。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は滋賀県立大学ウェブサイト内からダウンロードできるので、発注者が提示したものを使用することとし、入札書と同時に積算内訳書を提出すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。

確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。(取扱規程第15条関係)

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に、単体にあつては商号または名称および代表者職・氏名、共同企業体にあつては共同企業体の名称・代表構成員の商号または名称・代表者職・氏名等の必要事項の記入が無い場合。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

(4) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出すること。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(5) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のために落札決定しない場合には再入札を行う。

イ 再入札の際には積算内訳書の提出を不要とする。ただし、「低入札価格調査制度を適用」と定める公告の再入札において低入札価格調査を実施する場合は、STEP1調査を行うため、調査実施時に積算内訳書の提出を求める。

ウ 再入札において落札候補者(低入札価格調査対象者を含む)となった場合には1回目の入札時に提出した積算内訳書(低入札価格調査の際は1回目の入札時および調査実施時の両方)を確認することとし、(3)に該当した場合は無効とする。

エ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

オ 再入札は、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合にあつては別に通知する日に入札を行う。

カ 入札執行回数は、最初の入札を含めて2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めたときは、1回に限り延長することがある。

(6) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 契約規程第15条の規定に該当する入札

イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 工事執行規程に違反した入札

エ 開札後、落札決定予定日時の24時間前(落札決定予定日時の24時間前が公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程(平成18年4月1日公立大学法人滋賀県立大学規程第35号)第7条に規定する休日、土曜日および日曜日(以下「休日」という。)の場合は、その前営業日を基準とする)までに、入札参加者が他の案件を落札したことにより、当該入札案件に配置予定であつた技術者を配置できなくなったとの届出をした入札。

(7) 開札

開札は、公告に定める日時場所において開札処理を行うものとする。

また、評価値が最も高い者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施し落札者を決定する。

(8) 落札決定の保留

開札後に(9)の競争参加資格および加算点自己申告表の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

(9) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して、書面(様式は自由)によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間および提出場所に持参により提出すること。電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(10) 競争参加資格に係る苦情申立て

(9)の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、理事長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、提出場所等は(9)の場所に同じ。

6 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、加算点および施工体制評価点の配点は入札説明書(別紙-1)による。

イ 企業の施工能力等は、評価に応じ加算点を与える。(詳細は入札説明書(別紙-1)による。)

ウ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行い、施工体制評価点を与える。(詳細は入札説明書(別紙-1)による。)

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」および「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(2) 評価項目の詳細は 入札説明書(別紙-1) による。

(3) 加算点自己申告表に対する審査

開札後に落札候補者のみ確認する。確認の結果、提出書類によって申告内容が確認できない場合等、不適正と認められた場合は無効とする。

(4) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の自己申告内容が満足できない場合は、契約金額の減額を検討する。詳細は入札説明書(別紙-1)による。

(5) 実施上の留意事項

ア 加算点自己申告表に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 加算点自己申告表の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 評価点内訳等の公表

技術評価点(標準点、加算点および施工体制評価点の合計)および評価値は、入札しなかった者ならびに辞退した者を除き、落札決定後、入札結果として公表する。評価項目別の評価点内訳については、公表しない。

(6) 落札者の決定方法

ア 公告で「最低制限価格制度を適用」と定める場合

落札者の決定に当たっては、契約規程の規定により設けられた最低制限価格未満の価格の入札者は失格とし、契約規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

イ 公告で「低入札価格調査制度を適用」と定める場合

(ア) 落札者の決定に当たっては、契約規程第17条に定める低入札価格調査制度を適用する。

(イ) 契約規程第17条第1項に定める調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を経て落札者を決定する。その結果は、後日、入札者全員に対し通知を行う。なお、落札候補者(調査対象者を含む)には、法人より電話またはファクシミリまたは電子メールによりその旨を連絡する。また、調査基準価格を下回る入札がない場合には、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値が最も高く、かつ有効な入札を行った者を落札者とする。

(ウ) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

(エ) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、法人が行う調査に協力しなければなら

い。

(オ) 低入札価格調査制度を行うにあたり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行うことがある。

(カ) 低入札価格調査の結果失格となった者(「STEP1調査における判断基準」における数値的判断基準により失格となった者は除く。)は、落札決定通知の日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して、書面(様式は自由)によりその理由の開示を求めることができる。なお、当該書面は持参により提出するものとし、提出場所は入札執行主務課とする。この理由の開示は、理由の開示を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

(キ) (カ)の回答に不服がある者は、回答をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、理事長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、当該書面は持参により提出するものとする。

ウ 最低制限価格および調査基準価格の算定方法

本件における最低制限価格および調査基準価格の算定方法は、別添の「参考 05_最低制限価格および調査基準価格の算定方法について」のとおりとする。

7 遵守事項

入札遵守事項による。

8 その他

(1) 最低制限価格または調査基準価格

最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格、または低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、落札決定した後に予定価格と同時に公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(2) 契約保証金

ア 公告で「必要」と定める場合

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2(10)アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(4) 支払条件

公告において、前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が250万円未満になったときは前金払または部分払を行わない。

(5) 現場説明会

行わない。

(6) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置を行うことがある。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

なお、違反した場合、入札は無効とする。(契約規程第15条関係)

また、入札参加停止措置を行うことがある。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)または入札書、積算内訳書その他の提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)、入札書等を意図的に開示してはならない。

(8) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

(9) 低入札価格調査制度を適用する場合に、調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件について

ア 低入札価格調査制度によって調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置する技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任でもう1名当該現場に配置することとする。なお、当該技術者は、配置する技術者を補助し、同様の職務を行うものとする。また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を配置する技術者と同様の方法により届け出るものとする。

イ 契約保証金は、落札金額の10分の3以上とする。

ウ 低入札価格調査実施要領に定める様式により、確約書を提出することとする。なお、その他詳細は、「低入札価格調査実施要領」および「特記仕様書」によることとする。

(10) 県内下請、県内材料調達の利用促進

ア 落札者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。

イ 落札者は、工事材料については、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用し、工事材料の調達についても、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。

(11) 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面は、公告記載の提出場所および提出方法により提出すること。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

(12) 非落札理由に対する苦情の申立

ア 8(11)の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して苦情申し立てを行うことができる。

イ 申立先 公告記載の担当部局

(13) 人権の尊重

滋賀県人権尊重の社会づくり条例(平成13年滋賀県条例第27号)第3条に基づき、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めること。

以 上